

# 地方消費税

国の税金である消費税と同様に、国内での販売やサービスの提供及び輸入される貨物に対して課税される県税です。

## ★ 納める人 ★

消費税と同様に、最終的な税の負担者は消費者のみなさんですが、実際に申告して納める人は事業者の方です。

譲渡割（国内取引）…国内での販売、サービスの提供などを行う事業者。

貨物割（輸入取引）…輸入される貨物を保税地域から引き取る者。

## ★ 納める額 ★

消費税額の22/78を納めます。

$$\text{地方消費税} = \text{消費税額} \times \text{税率} (22/78)$$

譲渡割…国内での販売、サービスの提供などに係る消費税額から仕入れなどに係る消費税額などを控除した後の額の22/78

貨物割…輸入される貨物に係る消費税額の22/78

区 分	標準税率	軽減税率
消費税	7.8%	6.24%
地方消費税	消費税額の22/78 (消費税率換算2.2%)	消費税額の22/78 (消費税率換算1.76%)
合計	10%	8%

※軽減税率制度については、次ページをご覧ください。

## ★ 申告と納税 ★

譲渡割…消費税の確定申告書などを提出する義務がある事業者の方は、消費税の申告期限までに、消費税の申告書と併せて税務署に申告し、申告した地方消費税を消費税と併せて納めます。

貨物割…輸入される貨物を保税地域から引き取る方は、国の消費税の申告書と併せて税関に申告し、申告した地方消費税額を消費税と併せて納めます。

## ★ 都道府県間の清算 ★

国は、地方消費税の納付のあった月の翌々月の末日までに都道府県に払い込むことになっています。

しかし、地方消費税の最終的な税負担者は消費者であることから、地方消費税は最終消費地に帰属する必要があるため、課税地と消費地が不一致となります。この不一致を調整するために都道府県間で消費に関連する指標によりあん分して清算を行います。

※あん分に用いる指標

- 「小売年間販売額（経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」
- 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」
- 「人口（国勢調査）」

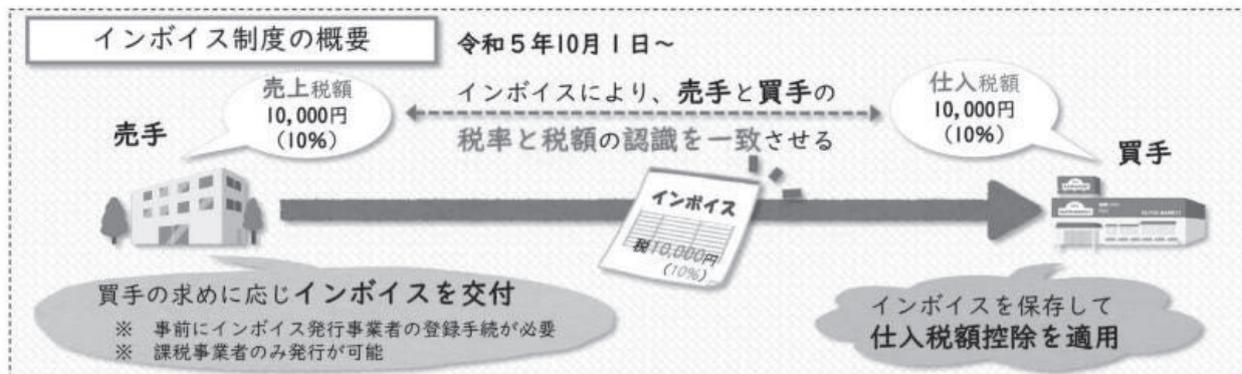
## ★ 市町村への交付 ★

清算後の収入額のうち50%を、県内の市町村に交付します。

なお、従来分は国勢調査の「人口」及び経済センサスの「従業者数」であん分していますが、平成26年4月以降の税率引き上げ分については、「人口」のみであん分して交付します。



## インボイス制度について



- ・インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。
- ・買手が消費税の納税額の計算方法である「仕入税額控除」を適用するためには、インボイスの入手と保存が必要になります。
- ・売手がインボイスを交付するためには、事前にインボイスの発行業者の登録を受ける必要があります。
- ・インボイスの発行業者の登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。



## 国税庁HPインボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要に関する各種資料、申請手続に関することやQ&A等を掲載しています。

登録申請書を提出してから登録通知までの期間の目安を確認できます。

特設サイト



インボイス制度に関する  
各省庁等の相談窓口一覧



**インボイス制度に関わる各省庁等の窓口一覧**

制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など各種の相談窓口をご用意しています。

種別金について知りたい  
取引先からの代金滞り、取引中止要請などについて相談したい

税務士にオンラインで相談したい

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

### ○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

### ○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

**専用ダイヤル** 0120-205-553（無料）

**【受付時間】 9：00～17：00（土日祝日及び年末年始を除く。）**

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。